

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成28年8月4日（平成28年（行個）諮問第128号）

答申日：平成29年1月24日（平成28年度（行個）答申第165号）

事件名：本人に係る特定の答申に記載の回答に至った経緯等に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件文書」という。）に記載された本人に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年6月30日付け20160601統第1号により経済産業大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、本件対象保有個人情報が存在するはずである。

2 審査請求の理由

本件開示請求に対しての不開示決定通知は、経済産業省鉱工業動態統計室担当者から送付されてきた。平成28年（行個）答申第10号（以下「別件答申」という。）が示されるに至るまでの過程で、鉱工業動態統計室が担当課室として提出した理由説明書においては、本件と同様、保有個人情報につき「作成・取得していない」と事実と異なる記載をし、それを審査請求人の意見書で指摘されたことを受けて、情報公開・個人情報保護審査会事務局（以下「審査会事務局」という。）からの照会に対して、さらに「（取得はしたが廃棄したので）保有はしていない」とのこれもまた事実と異なる回答を行ったがために、その事実と異なる回答を理由として記された答申が示されてしまったという、「一度ならず二度にわたる、その場しのぎとしか思えない、行政機関としてはあるまじき、信じがたいごまかしめいた行為」が起きた事実関係を確認するために行っているものである。

故に、不開示理由として単に「作成・取得していない」とのみ、上記の二度にわたるごまかしを行った鉱工業動態統計室から送付されてきた文書に記されていても、その記載のみで信じることができないことは言うまでもない。

経済産業省全体として、開示すべき文書が本当に存在しないのか、真に「妥当」と主張できる程度に、真に「探索」いただくべく、審査請求を行う。

3 意見書

諮問庁全体とは言わないが、少なくとも、鉱工業動態統計室長はもちろん、同室が属する調査統計グループが主張する全ての文書や言動が、もはや審査請求人には全く信用できない状況にある。

率直な疑問を一つ挙げれば、審査会事務局に提出した審査請求人の意見書の写しも、諮問庁は、審査会から取得後に廃棄し、保有していないということなのか。

この写しは開示すべき行政文書に含まれないのか。

また、別件答申の審査に際し、審査請求人は審査会事務局へ提出した意見書に以下のとおり記した。

「異議申立人は、昨年特定月から請求日までの間に、諮問庁の鉱工業動態統計室長はもちろん、調査統計グループにおいて参事官及び審議官に対しても、利用停止請求の早期対応と状況の教示を、利用停止請求者たる個人の立場で諮問庁に対しての意思表示の意図で複数の要望メールを送付している。と同時に、諮問庁における法令遵守に係る自浄作用の担い手たる大臣官房監察室にも調査統計グループへの適切な指導等を行っていただけるよう、複数のメールを送付している。」

すなわち、審査請求人はこの時点で、審査請求人への開示文書の一部として、諮問庁大臣官房監察室が法令及び諮問庁の規程に則り、審査請求人への開示文書として含まれるため、「一定期間は廃棄することはできない個人情報ファイル」として保有している文書が存在していることを認識していたので、あえて、諮問庁大臣官房監察室の名称を挙げて意見書に記した。

それに対し、答申に記されているとおり、審査会事務局からの照会に対し、鉱工業動態統計室は、「廃棄したので（諮問庁全体として）保有していない」と、審査請求人が意見書に明記した監察室に対してすらも十分確認させずに回答してしまったため、結果として、事実と反する内容が理由として明記されてしまった答申が示されてしまったということかと思う。

ここから先は、審査請求人個人には実態を知る術がないが、審査会事務局からの照会及び諮問庁からの（事実と反する）回答は、文書（紙媒体又はメール）によるやりとりはなかったのか。

本件について審査するにあたって、この点について特に確認し、答申を示して欲しい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

審査請求人は、平成28年6月1日付けで、法13条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報の開示請求を行い、処分庁は、本件文書を保有していないことから、平成28年6月30日付け20160601統第1号により、保有個人情報の開示をしない旨の原処分を行った。

2 審査請求に係る保有個人情報

本件請求保有個人情報は、「経済産業省が平成28年3月11日付けで情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、それを受け、別件答申に記されている、『本件対象保有個人情報の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、(中略)、鉱工業動態統計室等が異議申立人から本人に係る特定の答申に関連して受領した電子メールについては、異議申立人との連絡手段として郵送や電話で対応することとし電子メールの確認後は保存の必要が無いことから廃棄していたため、経済産業省において、本件対象保有個人情報を保有していないとのことであった。』(以下「関連記述」という。)の部分について、経済産業省から平成28年3月4日付けで開示された文書中のメールが、少なくとも3月4日時点では保有されていた『事実』があるにもかかわらず、『廃棄していたため保存はしていない』と審査会事務局からの確認に対して経済産業省として回答するに至った経緯等に関する、経済産業省が作成・取得・保有した全ての文書一式(メール、メモ等文書の体裁は問わない)」に記録された本人に係る保有個人情報である。

3 原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件開示請求を受け、本件文書を探索したところ、該当する文書を保有していなかったため、法18条2項の規定により、保有個人情報の開示をしない旨の原処分を行った。

原処分を行った理由は、具体的には次のものである。

「開示請求のあった保有個人情報については、該当する行政文書を作成・取得していないため不開示とした。」

4 審査請求人の主張についての検討

本件審査請求において、審査請求人は、処分庁の探索が不十分として、存在しているべき本件対象保有個人情報を改めて特定し、開示するよう求めているので、以下、原処分の妥当性について検討する。

(1) 本件開示請求における不開示理由について

本件対象保有個人情報については、本件文書を保有・取得していないため不開示としたものである。

(2) 保有個人情報の特定について

諮問庁は、審査請求人の主張も踏まえて改めて本件対象保有個人情報の探索を行ったが、本件対象保有個人情報は保有しておらず、原処分は妥当である。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求については、何ら理由がなく、原処分 of 正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成28年8月4日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年9月27日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同年12月12日 | 審議 |
| ⑤ | 同月26日 | 審議 |
| ⑥ | 平成29年1月20日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、平成28年度（行個）答申第10号（別件答申）の審議の過程において、経済産業省が審査会事務局の確認に対して「廃棄していたため保存はしていない」と回答するに至った経緯等に関し、同省が作成、取得、保有した全ての文書に記録された本人に係る保有個人情報である。

諮問庁は、本件対象保有個人情報については保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

- (1) 本件対象保有個人情報の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のとおりであった。

別件答申に係る諮問の審査過程においては、専ら、鉱工業動態統計室が審査会事務局からの照会に対応していた。審査会事務局から、鉱工業動態統計室長等が審査請求人から本人に係る特定の答申に関連して受領した電子メールの保有の有無について照会があったところ、鉱工業動態統計室においては審査請求人との連絡手段として郵送や電話で対応することとし、審査請求人から受領した電子メールは、その確認後は、保存の必要がないことから廃棄していたため、同室から別件答申の関連記述のとおり回答したものである。

上記の照会及び回答は口頭で行われており、本件対象保有個人情報は作成も取得もしていない。

- (2) 上記(1)の審査会事務局の照会及び経済産業省の回答は口頭で行われていたことを踏まえると、本件対象保有個人情報を作成も取得もしていないとの諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然、不合理な点はなく、

他に本件対象保有個人情報の存在をうかがわせる事情も認められないことから、経済産業省において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、経済産業省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

経済産業省が平成28年3月11日付けで情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、それを受け、平成28年5月19日付けで示された平成28年度（行個）答申第10号に記されている、「本件対象保有個人情報の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、（中略）、鉱工業動態統計室等が異議申立人から本人に係る特定の答申に関連して受領した電子メールについては、異議申立人との連絡手段として郵送や電話で対応することとし電子メールの確認後は保存の必要が無いことから廃棄していたため、経済産業省において、本件対象保有個人情報を保有していないとのことであった。」の部分について、経済産業省から平成28年3月4日付けで開示された文書中のメールが、少なくとも3月4日時点では保有されていた「事実」があるにもかかわらず、「廃棄していたため保存はしていない」と情報公開・個人情報保護審査会事務局からの確認に対して経済産業省として回答するに至った経緯等に関する、経済産業省が作成、取得、保有した全ての文書一式（メール、メモ等文書の体裁は問わない）